

二〇二二年は意識の大転換期

少し気は早いですが、二〇二二年はどんな年だったのか、振り返りたい。

二〇二一年十月に発足した新政権で岸田文雄首相が発信したメッセージは、「分配なくして次の成長なし」。労働分配率増大を意図したメッセージは、公共調達で賃上げを行った企業には総合評価で加点をするという官主導施策で一部具体化した。この施策のまとめ役は財務省。ただ当初、賃上げ確認書類や確認手法について建設業界には、異論が相次いだ。

その後、柔軟な対応策が財務省から窓口の国土交通省を通じて打ち出され、官主導施策への強い反発が収束に向かいつつあるなかで公表されたのが、三月から適用が始ま

る「新公共工事設計労務単価」だった。

新労務単価は、全国の全職種平均（単純平均値）は二〇二一年三月と比較して二・五％の伸び率で、一〇年連続の上昇となった。全職種の平均金額（加重平均値）は二万一〇八四円、単価の公表開始以降の最高値を更新した。下落単価は据え置くと対応をしたコロナ特例があったとしても、二〇二二年から官民で目指してきた「技能者の年間賃上げ二％」の取組みが成果となって表れた形だ。

また設計労務単価の一〇年連続上昇に連動する形で、斉藤鉄夫国土交通相と建設業四団体との二月の意見交換会で、「おおむね三％の賃

金上昇の実現を目指してすべての関係者が可能な取組みを進める」とを申し合わせた。

更に四月からは、建設産業界の働き方改革や担い手確保・育成、生産性向上をこれまで以上に後押しする施策も始まった。その一つが二月下旬に国土交通省が公表した「二〇二二年度直轄土木工事・業務の積算基準等改定」と、「低入札調査基準価格の計算式改定」だ。

堅い岩盤に風穴

具体的には、直轄土木工事で適用する積算基準の一般管理費等率を改正するとともに、低入札調査基準価格算定式「一般管理費×〇・五

五」を「一般管理費×〇・六八」に引き上げた。また、自治体発注工事で多い小規模現場のICT工事拡大も視野に、小規模現場向けICT要領を策定した。

一般管理費等とは、役員報酬や本社・支店社員給与といった本社経費。請負工事費の主流である、直接工事費や共通仮設費、現場管理費などで構成される工事原価とは異なる位置づけだ。低入算算定式見直しが大きく動き始めた二〇〇九年以降、一般管理費等の乗率が改定されたのは二〇一三年の「〇・三〇」から「〇・五五」への引き上げ一回のみ。この間、低入算算定式の見直しや工事原価を構成する各費目の基準乗率が官積算に近づく

改正が相次ぐなか、一般管理費等の乗率「〇・五五」だけが極端に低いままだった。

これまで中小建設業界からの極端に低い一般管理費等率を引き上げる要求に対し、国土交通省は難色を示し続けてきた。背景には、本経費は現場の処遇改善や技能者など担い手確保とは次元が違うという財務省の指摘を覆すだけの理由が見当たらないという判断もあったと見られる。

今年、岩盤の風穴は更に大きくあいた。その一つが五月に公表された、「技術者制度見直し方針」だ。柱は大きく分けて、▽専任不要上限額の引き上げ（二〇二三年一月から施行）▽兼任可能な制度新設（一定規模以下のICT活用で兼任を認める）▽その他検討（技術者配置運用の見直し）——の三つ。もともと技術者制度の根幹は、品質担保。そのため国土交通省はこれまで技術者の専任配置や兼務、監理技術者の途中交代などの緩和や弾力的運用に慎重だった。制度見直しが政府の規制改革・緩和の追い風に乗ったとは

いえ、請負金額が土木で一億円（建築二億円）未満工事の技術者の兼任を認めるほか、営業所専任技術者と工事現場の監理技術者等兼任を認める方向で検討が進んでいる。

更にこれまで学歴によって受検資格の要件が異なっていた技術検定についても、一級受検資格の第一次検定は一律一九歳以上とする。これが二〇二四年四月一日から施行される技術検定見直しだ。

過去、建設市場環境が厳しくなればなるほど建設業界は技術者専任配置の緩和と早期の技術者育成への道を探ってきた。ただ配置できる技術者の数が、企業の施工力と施工余力に直結するという判断のなかで、技術者配置の緩和は新たな競争激化を招きかねないとして、技術者の専任緩和要求を極力封印してきた課題でもあった。

大転換「良いものは安くない」

二〇二二年を振り返って、今後にも大きな影響を与える最大の出来事として、「公共工事入札契約適正

化法（入契法）の適正化指針改正」がある。

適正化指針とは、入契法に基づき、国交大臣、総務大臣、財務大臣が案を作成し閣議決定したものの。改正指針のうち適正な予定価格の設定について、ダンピング対策の理由として、「公共工事を実施する者の適正な利潤の確保」が追記された。公共工事品質確保促進法（品確法）ですでに明記されている「適正な利潤の確保」が、入契法の適正化指針で追記されたことがどれほどの意味合いを持つのか。

関係者は、適正利潤確保の文言を追記することを財務省が認めたのは大きいとする。適正利潤確保を理由にした予算増額や政策を容認する可能性もあるからだ。例えば今後、建設業界が直面する最大の課題の一つ、二〇二四年四月からの時間外労働の上限規制、いわゆる働き方改革と担い手確保・育成で焦点の一つとなるのが、企業規模と地域間、職種によって存在する賃金の格差是正だ。

働き方改革の基本原則週四〇時

間に対応するには週休二日しかない。しかし仮に元請が現場の四週八閉所を実現できても、日給月給が大半の技能者にとって今のままでは収入減になりかねない。ではどうするか。

二〇二二年後半に入り、国土交通省と建設業界との意見交換で気になるキーワードをよく耳にするようになった。「良いものは安くない」「もし良いもので安いものがあるとしたら、どこかにしわ寄せがある」。一九九五年の建設産業政策大綱で謳われた「トータルコスト」で「良いものを安く」のキャッチフレーズは、その後「安く」だけが一人歩きをし、さまざまな弊害をもたらした。しかし過去のキャッチフレーズから決別して今、取組みは新たな局面を迎えている。

ただ気をつけなければならないことが一つある。大手・中小、土木・建築、官庁・民間、元請・下請、技術者・技能者など建設産業に携わるすべての人が取り残されない新たな「働き方」と「知恵」が必要だ。